

○下記に関わる処方せんも調剤致します

- 【公費負医療】・生活保護法 ・特定疾患 ・難病医療 ・小児慢性特定疾患
 - ・自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）
 - ・感染症予防法（結核医療） ・原爆被爆（原爆一般医療）
- 【労働災害】

○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております

○「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の調剤報酬の算定項目の焼かる明細書を無料で発行します。

※明細書の発行を希望されない方はお申し出ください

○選定療養費

2026年6月1日より長期収載品（特許期間を終了した医薬品）の保険給付見直しに伴い、後発医薬品が存在する先発医薬品を希望された場合、従来の自己負担に加え「選定療養費」が発生するようになりました。

《選定療養費とは》

- ・先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の費用が発生
- ・課税対象であり、消費税も加算

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください